

松江市財務規則の一部を改正する規則

松江市財務規則（平成 17 年松江市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(指定公金事務取扱者に対する徴収又は収納事務の委託)</p> <p>第 25 条 市長は、<u>法第 243 条の 2 第 1 項</u>の規定により、指定公金事務取扱者に<u>公金</u>の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議の<u>上</u>、当該<u>事務に係る</u>歳入の種別、徴収又は収納の時期、収入金の払込の時期、危険負担その他必要な事項を内容とする契約を締結するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 指定公金事務取扱者は、収入金を<u>徴収し、又は</u>収納したときは、納入者に対し領収証書を交付しなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>(指定公金事務取扱者に対する徴収又は収納事務の委託)</p> <p>第 25 条 市長は、<u>政令第 173 条の 2 第 1 項</u>の規定により、指定公金事務取扱者に<u>歳入</u>の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議の<u>うえ</u>、当該_____歳入の種別、徴収又は収納の時期、収入金の払込の時期、危険負担その他必要な事項を内容とする契約を締結するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 指定公金事務取扱者は、収入金を_____収納したときは、納入者に対し領収証書を交付しなければならない。</p> <p>4 略</p>
	<p><u>(市税等の収納事務の委託)</u></p> <p><u>第 25 条の 2 法第 243 条の 2 の 5 第 1 項の規定により収納を委託する歳入等は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>個人の市民税及び県民税、森林環境税、固定資産税、都市計画税並びに軽自動車税</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険料</u></p> <p>(3) <u>保育所保育料、認定こども園保育料及</u></p>

<p>(指定公金事務取扱者に対する支出事務の委託)</p> <p>第44条 市長は、<u>法第243条の2第1項</u>の規定により、指定公金事務取扱者に<u>公金の支出の事務を委託しようとするときは</u>、あらかじめ会計管理者に協議の上、<u>当該事務に係る</u>歳出の種別、支払の時期及び精算の期日、危険負担その他必要な事項を内容とする契約を締結するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p><u>び通園バス使用料</u></p> <p>(4) <u>児童クラブ使用料</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる歳入等にかかる延滞金及び督促手数料</u></p> <p>(指定公金事務取扱者に対する支出事務の委託)</p> <p>第44条 市長は、<u>政令第173条の3第1項</u>の規定により、指定公金事務取扱者に_____支出__事務を委託する<u>場合においては</u>、あらかじめ会計管理者に協議の<u>うえ</u>、当該_____歳出の種別、支払の時期及び精算の期日、危険負担その他必要な事項を内容とする契約を締結するものとする。</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。